

相模原市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成19年11月22日に実施した選挙管理委員会事務局の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、選挙管理委員会から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成20年2月21日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 石 橋 忠 文

同 山 岸 一 雄

同 折 笠 峰 夫

1 選挙管理委員会から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

(1) 通知があった日

平成20年2月19日

(2) 選挙管理委員会が講じた措置の内容(全文)

選挙事務に係る当日臨時投票事務従事者等の賃金の支出における不適切な事例につきましては、次のとおり是正するとともに、事務の改善を行いました。

ア 賃金の減額において、賃金日額の算定基礎となった時間単価等をもとに減額したことから、誤った賃金支給額となっていたことにつきましては、相模原市一般職の臨時的任用職員及び非常勤職員の給与及び勤務条件に関する規則第11条第2項に定める算式により正しい支給額を算定し、差額について戻入又は追加支給を行いました。

イ 時間外勤務手当の支給において、賃金日額を算定するための根拠となった時間単価等をもとに算定したことから、誤った賃金支給額となっていたことにつきましては、労働基準法施行規則第19条第1項第2号の規定に基づき、正しい支給額を算定し、差額の追加支給を行いました。また、当該時間外勤務に従事したことを示す記録簿等が残されていないことにつきましては、既存の「投票事務欠席者等報告票」に時間外勤務に係る報告欄を追加し、書面において支給根拠を明確にいたしました。

なお、ア及びイについて再発を防止するために、「賃金支給額算定事務手引」を新たに作成するとともに、その中に賃金を減額すべき時間及び時間外勤務の時間に応じた事務ごとの具体的な支給額をあらかじめ掲載いたしました。また、担当する職員全員に対し、関係法令等を再度確認し賃金の適正な支給事務に努めるよう徹底いたしました。

ウ 投票日前日における投票所の事前準備従事者に係る採用の決裁がされておらず、当該従事者に対し勤務条件等を明記した文書による通知も行っていなかったことにつきましては、「非常勤職員の公募に係る事務処理要領」を新たに作成し、雇用に係る留意点や勤務条件等を明記した通知文の雛形等を記載することで再発防止を図ると

ともに、同従事者に係る採用の決裁及び勤務条件等に係る通知を失念することのないように、担当する職員全員に対して徹底いたしました。

(参考)

選挙管理委員会事務局定期監査の結果

1 監査を実施した日及びその結果を選挙管理委員会に提出した日

平成19年11月22日

2 監査の結果(抜粋)

(1) 選挙管理委員会事務局の各事業の賃金の支出に関する事務を調査したところ、選挙事務に係る当日臨時投票事務従事者等の賃金の支出において、次のような不適切な事例が見られた。

ア 賃金の減額は、相模原市一般職の臨時的任用職員及び非常勤職員の給与及び勤務条件に関する規則(昭和42年相模原市規則第12号)第11条第2項に定める算式により行うべきところを、賃金日額の算定基礎となった時間単価等をもとに減額したことから、誤った賃金支給額となっている。

イ 時間外勤務手当は、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第19条第1項第2号の規定に基づき、賃金日額を所定勤務時間数で除して得た額に時間外勤務手当の割増率を乗じて算定すべきところを、賃金日額を算定するための根拠となった時間単価等をもとに算定したことから、誤った賃金支給額となっている。

また、当該時間外勤務に従事したことを示す記録簿等が残されていない。

ウ 投票日前日における投票所の事前準備従事者に係る採用の決裁がされておらず、当該従事者に対し勤務条件等を明記した文書による通知も行っていない。

賃金の支出事務に当たっては、関係法令等を再度確認し事務処理のチェック体制を見直すとともに、非常勤職員の採用に当たっては、文書により勤務条件等を明確に示すなど、適正な事務の執行に努められたい。